○不正アクセス行為の禁止等に関する法律等に基づく公安委員会による援助等の措置に関する訓令

平成 12 年７月１日
警察本部訓令第 25 号

改正　平成 14 年 11 月 22 日本部訓令第 29 号、平成 16 年３月 25 日本部訓令第６号、平成 24 年５月１日本部訓令第７号、令和元年６月 13 日本部訓令第４号、令和３年３月 30 日本部訓令第４号、令和５年２月 10 日本部訓令第２号、令和７年３月 25 日本部訓令第５号

不正アクセス行為の禁止等に関する法律等に基づく公安委員会による援助等の措置に関する訓令を次のように定める。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律等に基づく公安委員会による援助等の措置に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号。以下「法」という。）及び不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成 11 年国家公安委員会規則第 12 号）の規定に基づく事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

（援助の措置決定）

第２条　法第９条第１項の規定によりアクセス管理者から香川県公安委員会に対して援助の申出（以下「申出」という。）があったときは、援助の開始又は不開始の決定は、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行うものとする。

（援助の開始）

第３条　警察本部長は、前条に規定する申出に係る内容が、次の各号のいずれにも該当する場合は、当該申出に係る援助を開始するものとする。

（１）　不正アクセス行為が行われたと認められる場合

（２）　アクセス管理者から、不正アクセス行為に係る特定電子計算機の作動状況及び管理状況その他の参考になるべき事項に関する書類その他の物件を添えて援助を受けたい旨の申出があった場合

（３）　当該申出を相当と認める場合

（申出対応課等）

第４条　申出の対応責任者は、香川県警察本部警務部サイバー・情報管理局長（以下「サイバー・情報管理局長」という。）とする。

２　申出に対応する所属は、香川県警察本部警務部サイバー・情報管理局サイバー対策課（以下「サイバー対策課」という。）とする。

３　香川県警察本部警務部サイバー・情報管理局情報管理課長（以下「情報管理課長」と

いう。）は、申出に係る措置について香川県警察本部警務部サイバー・情報管理局サイバー対策課長（以下「サイバー対策課長」という。）の技術の支援を行うものとする。

４　サイバー対策課長及び情報管理課長は、常に緊密な連携の下に、申出に対して迅速適正に対応しなければならない。

５　サイバー対策課長は、必要に応じ、中国四国管区警察局四国警察支局又は警察庁に対し、技術の支援を求めるものとする。

（申出があったときの措置）

第５条　援助申出書は、サイバー対策課で直接提出を受けるものとし、サイバー・情報管理局長は、申出があったときは、別記様式第１号の援助事案処理簿により処理経過を明らかにしておかなければならない。

２　申出があったときは、サイバー対策課長及び情報管理課長は、当該申出について、別記様式第２号の不正アクセス行為の該当性調査表及び別記様式第３号の申出書に添えて提出する資料調査表により所定の事項を調査し、サイバー・情報管理局長に報告しなければならない。

（援助に必要な書類の提出要請）

第６条　サイバー・情報管理局長は、援助申出書の提出を受けた際の添付資料では援助を行うため必要なものが含まれていないと認めるときは、申出人に対して不足する資料の提出を求めることができる。

２　サイバー・情報管理局長は、申出に係る資料の提出を受けたときは、申出人に対して別記様式第４号の提出資料目録交付書を交付するものとする。

（申出の相当性の判断）

第７条　サイバー・情報管理局長は、申出人の申出の理由及び提出書類を審査し、当該申出の相当性の有無を判断するものとする。

（事例分析の実施の事務の委託）

第８条　警察本部長は、法第９条第２項の規定により、事例分析の実施に関する事務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認める者に対して、不正アクセス行為の手口の究明、不正アクセス行為が行われた原因の究明、不正アクセス行為からの防御方法の特定等を委託するものとする。

（援助の実施）

第９条　警察本部長は、援助の措置を採ったときは、その結果をサイバー・情報管理局長において別記様式第５号の援助内容通知書により申出人に対して通知して援助を行うものとする。

（援助の不開始）

第10条　警察本部長は、申出を相当と認めないときは、援助の不開始を決定し、その結果をサイバー・情報管理局長において申出人に対して別記様式第６号の援助不開始通知書により通知するものとする。

（資料等の取扱い）

第11条　サイバー・情報管理局長は、申出人から提出を受けた資料については、援助の不開始の決定後又は援助の終了後速やかに返還し、別記様式第７号の提出資料受取書を徴するものとする。

（保管等）

第 12 条　サイバー対策課長は、援助申出書、事例分析の結果の資料その他の関係資料を、原則として３年間保存するものとする。

附　則

この訓令は、平成12年７月１日から施行する。

附　則（平成14年11月22日本部訓令第29号）

この訓令は、平成14年11月22日から施行する。

附　則（平成16年３月25日本部訓令第６号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成24年５月１日本部訓令第７号）

この訓令は、平成24年５月１日から施行する。

附　則（令和元年６月13日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

２　改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和３年３月30日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和３年３月30日から施行する。

２　改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和５年２月10日本部訓令第２号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月25日本部訓令第５号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

（別記様式　省略）